

児童福祉週間の概要

【趣旨】

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種取り組みを展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしている。（※昭和22年5月より毎年実施）

【令和4年度児童福祉週間標語】

「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」（愛知県 15歳）
◆応募期間：令和3年8月1日～9月30日 ◆応募総数：4,299点

【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間
（※地域の実情による期間の延長（5月末日まで）可）

【主唱団体】

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

【関係省庁等における取組】

＜国＞

- ①児童福祉週間標語の募集・選定・表彰（S38～）
- ②児童福祉文化賞の発表・表彰（S34～）
- ③こいのぼり掲揚式等の実施（S33～）
- ④中央省庁のこいのぼり掲揚（13省庁で実施）
- ⑤国営昭和記念公園等の施設で無料入園等を実施

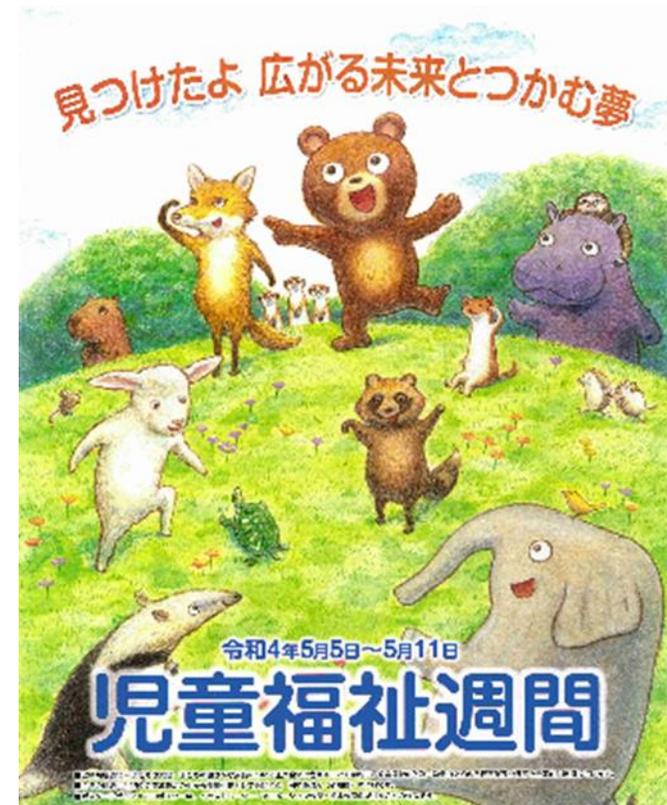
＜地方公共団体＞

- ①広報活動
- ②大会・イベント等
- ③独自の標語募集
- ④こいのぼり掲揚等

＜民間団体＞

- ①児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式
- ②児童福祉文化賞推薦作品の紹介
- ③こどもの国等の施設で無料入園等を実施

令和4年度 児童福祉週間標語ポスター



絵：城井文さん(絵本作家)

「こいのぼり掲揚式」及び「こいのぼり掲揚動画」について

【趣旨】

○「こいのぼり掲揚式」とは・・・5月5日の「子どもの日」から一週間を、児童福祉週間と定めて、社会全体で児童の健やかな成長を願うものとしている。その児童福祉週間の中央行事として、昭和33年以来実施してきた。

○令和2～4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としている。

【直近(令和元年度)の流れ】

【開催日】平成31年4月22日(月)

- 10:45～
- ↓
- 11:00～
- ↓
- 11:30～
- ↓
- 11:35 (終了)
1. 大臣と来賓が歓談 (大臣室)
 - ・ 歓談のあと、会場まで案内 (10:55発)
 2. こいのぼり掲揚式 (正面玄関広場)
 - ※雨天時：講堂
 - ・ 児童福祉週間標語最優秀作品受賞者表彰
 - ・ こいのぼり掲揚
 - ・ 大臣挨拶
 - ・ ミニこいのぼりのプレゼント 等
 3. 記念撮影
 - ・ 大臣、園児、来賓等とともに写真撮影を行います。



【令和4年度における取り組み】

「こいのぼり掲揚式」が中止となる状況に鑑み、昨年度同様「こいのぼり掲揚動画」を作成し、5月5日のこどもの日から厚生労働省動画チャンネル(YouTube)で公開することで、児童福祉の理念のさらなる普及・啓発に努めることとする。

「こいのぼり掲揚動画」について（概要）



見つけたよ
広がる未来と
つかむ夢

①児童福祉週間の紹介



②こいのぼり掲揚の様子



③さかなクンによる鯉のお話



④こいのぼりの由来に関するお話



⑤鯉を中心としたお魚のお話と子どもたちへのメッセージ